短期入所生活介護事業所ショートステイ小白川

重要事項説明書

（令和８年４月１日現在）

1　法人及び事業主体

区　分		内　　容
法人	名　　称	社会福祉法人恩賜財団済生会支部山形県済生会
	所　在　地	山形市沖町７９番地の１
	代　表　者	支部長　鈴木 光弘
	電話番号	０２３（６８２）１１３１
事業所	名　　称	ショートステイ小白川
	所　在　地	山形市小白川町二丁目３番１号
	管　理　者	寒河江 礼子

事業の種類		指定更新年月日	指定番号	入所・利用定員
居宅	短期入所生活介護	令和８年２月１	0670104710	２０人 (単独型)
居宅	介護予防短期入所生活介護	日　令和８年２月		

通常の実施区域	山形市内全域 １日
電話番号	０２３（６１６）５０８０
ﾌｧｸｼﾐﾘ番号	０２３（６１６）５０８１
電子メール	kojirakawa@yamagata-saiseikai.org
第三者評価	未実施

2　事業の目的及び事業所運営の方針

項　目	内　　容
(1)事業の目的	(介護予防)短期入所生活介護事業の適正な運営を確保するため人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護職員等が要支援及び要介護状態にある高齢者に対し、適正な介護サービス等を提供します。
(2)運営方針	ア　事業所は事業を行うにあたり、多床室と従来型個室を備え、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。 イ　事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。 ウ　事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。 エ　事業所は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて日常生活に必要な援助を妥当適切に行うものとする。

	オ　事業所は、人権の擁護、虐待の防止のために必要な体制を整備し、職員への教育を実施するものとする。 カ　事業所は、介護保険等関連情報を活用し、適切かつ有効なサービスを提供するものとする。

3　事業所の概要

(1)事業の種類 及び説明	（種類）単独型短期入所生活介護事業所 単独型介護予防短期入所生活介護事業所 （説明） ア　当事業所は、利用者の心身の状況により、その家族の疾病、冠婚葬祭、出張などの理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある方を対象に、指定短期入所生活介護サービス（指定介護予防短期入所生活介護サービス）を提供する、単独型の事業所です。 イ　当事業所は、介護保険法令に従い、ご利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とします。 ウ　利用するためには、介護保険制度における要介護認定を受ける必要があります。
(2)交通の便	ア　ＪＲ奥羽本線・山形駅下車　タクシー１０分　約３Ｋｍ イ　山交バス（山交ビル発）県庁北口・唐松観音・宝沢・関沢線、小白川一丁目下車
(3)土地、建物の 面積等	ア　敷地　３，１１４、６９㎡ イ　建物　１，６０８、８７㎡　　鉄筋コンクリート造地下１階地上５階建
(4)開設日	令和２年２月１日
(5)居室以外の 設備・施設	食堂兼機能訓練室　　介護職員室兼医務室　　静養室　　面談室　　車椅子用トイレ 洗面設備　　浴室　　洗濯室　　汚物処理室
(6)入所定員	２０人（短期入所生活介護事業所　単独型）

4　利用に関する事項

(1)利用の条件	ア　利用は、要介護認定の結果、要支援又は要介護と認定された方が対象となります。 要支援の方は介護予防事業をご利用いただきます。 介護保険の被保険者証でご確認願います。 イ　利用の場合には、重要事項説明の後、契約書を取り交わして頂きます。 ウ　当事業所は医療機関ではありませんので、医師による治療や入院等を必要とする方は利用できません。
(2)持ち込み制限	当事業所に相談ください。

5　介護の場所

(1)居室の概要	ア　居室数 部　屋　数..... １５室（多床室５室　従来型個室１０室） 部屋面積..... 多床室　　３２．０６㎡　　２ ３６．１９㎡　　３ 従来型個室１５．５５㎡　　３ １８．０１㎡　　２ １８．１８㎡　　２ ２０．６３㎡　　３ イ　空室状況は、事業所に直接ご確認ください。
(2)居室の 決定方法	ご本人の希望と部屋の空き状況等により、事業所が決定致します。又、利用者の心身の状況等により、居室を変更する場合があります。

6　職員の職種、員数及び職務内容

	職種	員数	常勤		非常勤		指定基準	摘要
			専従	兼務	専従	兼務		
(1)職種別	管　理　者	1人		1人			1人	他事業所の業務と兼務
	医　師	1人			1人		1人	嘱託医師
	生活相談員	1人	1人				1人	
	介護職員	7人	7人				7人	
	看護職員	2人	1人		1人			
	機能訓練指導員	1人			1人		1人	
	事務職員	1人		1人				
	計	14人	9人	2人	2人	1人		

(2)職務内容	管　理　者	事業所の管理及び業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行います。
	医　師	医療及び看護にかかる業務を管理し、診療の業務を行います。
	生活相談員	日常の生活相談並びに日常の直接生活支援処遇に関わる業務を行います。
	介護職員	日常の直接生活支援処遇に関わる業務を行います。
	看護職員	看護・健康管理及び保健衛生並びに日常の直接生活支援処遇に関わる業務を行います。
	機能訓練指導員	機能回復又は機能減退防止及び残存能力開発のための支援訓練に関わる業務を行います。
	事務職員	必要な事務を行います。
	その他	・給食調理業務として、献立作成、給食材料の調達及び調理業務並びに衛生管理に関しては、山形給食センターに業務委託し、栄養並びに心身状況及び嗜好を考慮した食事の提供を行います。 ・清掃業務は委託契約を行います。

(3)職員の勤務体制	勤務形態	始業時間	終業時間	休憩時間
	早出	6：45 7：00	15：45 16：00	10：45～11：45 12：00～13：00
	平常	8：30	17：30	12：30～13：30
		9：00	16：00	
		9：00	17：00	
	遅出	10：00	19：00	13：00～14：00
		13：00	22：00	16：00～17：00
	夜勤	21：45	翌日 6：45	2：00～ 3：00

(4)夜間時の職員体制	介護職員１人
(5)機能訓練に係る専門職員の有無等	【有り】 日常生活の全てにおいて、心身の機能後退を防ぐように努力します。 機能訓練については、機能訓練指導員による利用者の状況に適合した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。
(6)栄養士の配置状況	【無し】 献立の作成、給食材料の調達及び調理業務並びに衛生管理に関しては、山形給食センターに業務委託し、栄養並びに心身状況及び嗜好を考慮した食事の提供を行います。

7　認知症の方への対応等

(1) 認知症の方への対応等	・認知症の方の場合も対応いたします。 ・利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束はいたしません。身体拘束を行う場合は、別に定める要綱の手続きによるものとします。 ・本人の状況に応じて、居室を変更する場合があります。
(2) 契約上の取扱い	他の利用者の生活又は健康に重大な影響を及ぼし、通常の介護方法ではこれを防止できないなど、契約上の信頼関係を著しく損なうような場合に限り、契約を解除する場合があります。

8　利用期間等

(1) 利用期間	居宅サービス計画書（要支援の場合は介護予防サービス計画書）に定めるとおりです。
(2) 利用の中止	次の場合、利用途中でもサービスを中止する場合があります。 ・利用者が中途退所を希望した場合 ・入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合 ・利用中に体調が悪くなった場合 ・他の利用者の生命又は健康に重大な影響を与える行為があった場合
(3) 利用申し込み	・居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員と利用期間等をご相談いただき、介護支援専門員を通してお申し込みください。 ・自ら居宅サービス計画を作成している場合は、直接電話等でお申し込みください。 ※利用期間決定後、契約を締結致します。

9　提供するサービスと費用

(1) 介護保険給付の利用料金と対象となる主なサービス

ア　介護保険給付対象サービス料金

≪ 介護サービス利用料金 ≫

単独型短期入所生活介護費Ⅰ【従来型個室】（1日当たり）

介護度	基本単位	利用料	利用者負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	645単位	6,450円	645円	1,290円	1,935円
要介護2	715単位	7,150円	715円	1,430円	2,145円
要介護3	787単位	7,870円	787円	1,574円	2,361円
要介護4	856単位	8,560円	856円	1,712円	2,568円
要介護5	926単位	9,260円	926円	1,852円	2,778円

単独型短期入所生活介護費Ⅱ【多床室】（1日当たり）

介護度	基本単位	利用料	利用者負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	645単位	6,450円	645円	1,290円	1,935円
要介護2	715単位	7,150円	715円	1,430円	2,145円
要介護3	787単位	7,870円	787円	1,574円	2,361円
要介護4	856単位	8,560円	856円	1,712円	2,568円
要介護5	926単位	9,260円	926円	1,852円	2,778円

≪ 連続61　日以降介護サービス利用料金 ≫

長期単独型短期入所生活介護費Ⅰ【従来型個室】（1日当たり）

介護度	介護費	利用料	利用者負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	589単位	5,890円	589円	1,178円	1,767円
要介護2	659単位	6,590円	659円	1,318円	1,977円
要介護3	732単位	7,320円	732円	1,464円	2,196円
要介護4	802単位	8,020円	802円	1,604円	2,406円
要介護5	871単位	8,710円	871円	1,742円	2,613円

長期単独型短期入所生活介護費Ⅱ【多床室】（1日当たり）

介護度	介護費	利用料	利用者負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	589単位	5,890円	589円	1,178円	1,767円
要介護2	659単位	6,590円	659円	1,318円	1,977円
要介護3	732単位	7,320円	732円	1,464円	2,196円
要介護4	802単位	8,020円	802円	1,604円	2,406円
要介護5	871単位	8,710円	871円	1,742円	2,613円

ア　介護保険給付対象サービス料金

≪ 介護予防サービス利用料金 ≫

単独型介護予防短期入所生活介護費Ⅰ【従来型個室】（1日当たり）

単独型介護予防短期入所生活介護費Ⅱ【多床室】（1日当たり）

介護度	介護費	利用料	利用者負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
要支援１	479 単位	4,790 円	479 円	958 円	1,437 円
要支援２	596 単位	5,960 円	596 円	1,192 円	1,788 円

≪ 連続31　日以降介護予防サービス利用料金 ≫

長期単独型介護予防短期入所生活介護費Ⅰ【従来型個室】（1日当たり）

長期単独型介護予防短期入所生活介護費Ⅱ【多床室】（1日当たり）

介護度	介護費	利用料	利用者負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
要支援１	442 単位	4,420 円	442 円	884 円	1,326 円
要支援２	548 単位	5,480 円	548 円	1,096 円	1,644 円

※夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合は、上記金額の 97/100 となります。

※利用者の数及び入所者の数の合計数が入所定員を超える場合、又は、介護・看護職員の因数が基準に満たない場合は、上記金額の 70/100

【各加算について】

※要件を満たす場合に、上記基本部分に料金が加算されます。

※詳しい加算料金については、別紙、「加算料金表(介護保険給付対象)」を参照ください。

イ　介護保険給付対象の主なサービス

(ア)入　浴

・特浴（寝たままで入れる風呂）と中間浴（車椅子に座ったままで入れる風呂)、一般浴（個浴）があり、利用者の希望に沿った快適な入浴又は清拭を行います。

(イ)排　泄

・自立排泄が可能となるように援助し、おむつは極力最後の手段とします。おむつを使用している方については、おむつの随時交換並びに随時介助を行います。またプライバシーの保護には十分配慮します。

(ウ)離床等

・寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。
・生活のリズムを考え、毎日着替えを行うよう配慮します。
・個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。

(エ)健康管理

・主治の医師による、或いは主治の医師の指示による健康管理に努めます。
・緊急等必要な場合には、主治の医師あるいは協力病院である山形済生病院及び小白川至誠堂病院に責任をもって引き継ぎます。
・利用期間中、利用者が外部の医療機関に通院等する場合には、原則として家族の付き添いになりますが、緊急やむを得ない場合はその介添えについて配慮します。

(オ)相談及び援助

・利用者及びその家族等からの相談については、誠意をもって対応し、可能な限り必要な援助を行うように努めます。

(カ)社会生活上の便宜

・利用者のため適宜レクリエーション行事を実施します。

(キ)送　迎

・利用者の心身の状態、家族等の事情等から送迎の必要な利用者には、リフト付の送迎車等で、事業所と利用者の居宅との間において、入・退所の送迎を行います。

（2）介護保険給付対象外(自己負担)となるサービス

<table>
<tr><td>ア　介護保険給付対象外サービス料金</td><td>次のものは実費を負担していただきます。 ①
食事に関する費用　朝食・・・４８９円
昼食・・・７６１円
夕食・・・６１９円
② 滞在に要する費用　日額　従来型個室　１，４７１円
多床室　１，１５５円
但し、負担限度額認定を受けている方は、負担限度額認定証に記載された額（下表参照）が一日あたりの支払い上限額となります。
<table>
<tr><th>利用者負担段階</th><th>食費</th><th>滞在費
従来型個室
（多床室）</th><th>日額合計（日額）</th></tr>
<tr><td rowspan="2">第１段階</td><td rowspan="2">300 円</td><td>380 円</td><td>680 円</td></tr>
<tr><td>（ 0 円）</td><td>（ 300 円）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">第２段階</td><td rowspan="2">600 円</td><td>480 円</td><td>1,080 円</td></tr>
<tr><td>（ 430 円）</td><td>（ 1,030 円）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">第３段階</td><td rowspan="2">①1,000 円
②1、300 円</td><td>880 円</td><td>① 1,880 円　②2,180 円</td></tr>
<tr><td>（ 430 円）</td><td>（①1,430 円②1,730 円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">第４段階</td><td rowspan="2">1,869 円</td><td>1,471 円</td><td>3,340 円</td></tr>
<tr><td>（ 1,155 円）</td><td>（ 3,024 円）</td></tr>
</table>
③日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者が負担する費用行事参加費（利用者又は家族に文書を交付して説明し同意を受ける）・・・実費
理容・美容料・・・実費</td></tr>
<tr><td>イ　介護保険給付対象外の主なサービス</td><td>(ア)食　事
・食事は、栄養ならびに本人の身体の状況及び嗜好を考慮し、普通食、粥食、おかずの刻み食等の提供に配慮します。また自立支援のため、離床して食堂で食事を取って頂くことを原則とします。
・食事の時間は、利用者の方の生活習慣を尊重した適切な時間に提供し、また自立した食事の摂取ができる十分な時間を確保します。</td></tr>
<tr><td>(3)消費税</td><td>介護保険給付対象外の自己負担（食費及び居住費以外）については、別途消費税がかかります。</td></tr>
<tr><td>(4)取消料</td><td>利用者の都合によりサービスを中止する場合は、次の取消料がかかります。
<table>
<tr><td>利用開始予定日の前日午後４時まで連絡いただいた場合</td><td>無　　料</td></tr>
<tr><td>連絡がなかった場合や上記以降の時間の場合</td><td>昼食代　７６１円</td></tr>
</table>
但し、体調の急変、急な入院等、やむを得ない事情のある場合取消料はかかりません。</td></tr>
<tr><td>(5)利用料金の改定</td><td>ア　介護保険給付対象のサービス利用料金については、介護給付費体系の変更があった場合には、変更になります。
イ　介護保険給付対象外のサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合には、事前に文書を交付して説明したうえで、利用料金を変更することがあります。</td></tr>
</table>

10　地域との交流

ボランティアの受入等	定期的及び随時にボランティアや実習生の受け入れを行っています。ご理解とご協力をお願いいたします。

11　緊急時の対応

(1)医療機関	利用者に病状の急変が生じたとき等の場合には、速やかに主治の医師又は同一法人の協力病院である山形済生病院へ連絡を行うなど必要な措置を講じます。
(2)緊急時の連絡方法	必要に応じ利用者の主治の医師への連絡を行い、その指示に従います。又、必要なときには親族の方にも連絡いたします。

12　非常災害時の対応

(1)非常時の対応	別に定める消防計画に則り対応を行います。
(2)近隣との協力	近隣地域と連携を図り非常時には相互協力を行います。

13　秘密保持

・正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を第三者へ漏らしません。この取扱は契約終了後も同様とします。
・当施設を利用するボランティアや実習生等も、秘密保持の責務を負うものです。
・サービス担当者会議等において利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書による同意を得るものとします。

14　相談窓口

サービスに関する相談や苦情等については、次の窓口及び公的機関で対応いたします。

(1) ショートステイ小白川	受付担当者	業務主査　　寒河江　礼子	
	受付時間	月～金曜日　午前8時30分～午後5時30分 但し、国民の祝日に関する法律に規定する休日、10月15日 1月2・3日及び12月29～31日までを除く	
	電話番号	023（616）5080	
(2)山形市役所 介護保険課	所在地	山形市旅篭町二丁目３番２５号	
	電話番号等	電話023（641）1212（代）	FAX 023（624）8887
	利用時間	月～金曜日　午前8時30分～午後5時15分 但し、国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く	
(3) 山形県国民健康保険団体連合会 介護保険課	所在地	寒河江市大字寒河江字久保６番地	
	電話番号等	電話　0237（87）8006	FAX 0237（83）3354
	利用時間	月～金曜日　午前9時00分～午後4時00分 但し、国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く	

15　苦情解決体制

（1）解決責任者	山形県済生会 医療福祉センター	職氏名	支部長　　鈴木　光弘	
		所在地及び電話番号	山形市沖町７９番地の１	TEL　023（682）1131
		受付時間	平日　午前9時00分　～　午後5時00分	
	山形県済生会 小白川ケアセンター	職氏名	センター長　　鈴木　光弘	
		所在地及び電話番号	山形市小白川町二丁目3番1号	TEL　023（616）5080
		受付時間	平日　午前8時30分　～　午後5時30分	
（2）受付担当者	山形県済生会 医療福祉センター	職氏名	事務局長　　長岡　淳司	
		所在地及び電話番号	山形市沖町７９番地の１	TEL　023（682）1131
		受付時間	平日　午前9時00分　～　午後5時00分	

	山形県済生会 小白川ケアセンター	職　氏　名	業務主査　寒河江　礼子	
		所在地及び電話番号	山形市小白川二丁目3番1号	TEL　023（616）5080
		受付時間	平日　午前8時30分　～　午後5時30分	
(3)第三者委員	鈴木 弥夫 氏 飯澤 ひろみ 氏 芳賀 豊松 氏	soudan@yamagata－saiseikai.org		

16　事故発生の防止及び発生時の対応

・事故発生の防止及び発生時の対応のために、安全管理指針、事故発生時の対応マニュアルを整備します。定期的な委員会及び職員に対する研修を実施します。
・事故が発生した場合等における報告と、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備します。それに伴う安全対策体制のための担当者を設置します。
・利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合は、速やかに当該利用者の家族や居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、適宜市町村等へ報告します。
・利用者に対する事業の提供により損害を与えた時は、その責が事業所に帰するときは、その損害を速やかに賠償します。
・事故発生時においては、別に定める『小白川ケアセンター事故発生時の対応マニュアル』に定めるところにより対応します。

17　虐待防止のための措置

・虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について職員への周知徹底を図ります。
・虐待防止のための指針を整備します。
・職員に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施します。
・上記措置を適切に実施するための担当者を配置します。

18　当施設利用の留意事項

(1)面会	・面会時間は午前8時30分から午後5時30分までにお願いします。事前の連絡をお願いします。感染症等の対策にて変更する場合がありますので確認ください。 ・事務室前にある面会票に氏名等をご記入のうえ、職員に声をかけてください。 ・風邪症状のある方、その他の感染症にかかっている方はご遠慮ください。 ・食べ物の持ち込みは、特に制限はありませんが、餅類、生物類の持ち込みは、必ず職員に相談ください。又、飲み込みの悪い方も生活しておりますので、他の方に対してのおすそ分け等は行わないでください。
(2)居室・設備器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反した利用により破損等が生じた場合は、賠償して頂くことがあります。
(3)喫煙・飲酒	小白川ケアセンター敷地内及び館内は全て禁煙です。 行事や催しなど、事業所で許可する場合を除き、飲酒はできません。
(4)迷惑行為等	騒音等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。又、むやみに他の利用者の居室等に立ち入らないようにしてください。
(5)宗教活動等	施設内での宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
(6)動物飼育	施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。

令和　　年　　月　　日

短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）の提供にあたり、利用者及び代理人に対して本書に基づいて重要事項を説明いたしました。

説明者　　所在地　　山形市小白川町二丁目３番１号
名　称　　山形県済生会　小白川ケアセンター
ショートステイ小白川
職　名
氏　名　　㊞

私は本書面により、事業者から短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）についての重要事項の説明を受けて、同意して受領しました。

利用者　　住　所

氏　名　　㊞

代理人　　住　所

氏　名　　㊞